

提出書類チェックリスト

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請等をする際には、以下の書類を提出すること

■ 新規登録

	提出書類	注意事項等	申請者 確認	札幌市 確認
1	登録申請書	セーフティネット住宅情報提供システム（以下、「システム」という。）で入力すること	☐	☐
2	間取図	システム上で画像データ（JPEG、PNG、GIF形式）を添付 ・各室の面積や台所、便所、収納、浴室等の設備概要を記載	☐	☐
3	誓約書	システムで入力すること ・住宅セーフティネット法第11条第1項に掲げる欠格要件に該当しない者であることの誓約 ・住宅セーフティネット法第12号第1号に規定する基準（消防法及び建築基準法等）に適合するものであることの誓約 ・登録の申請が国の基本方針及び北海道住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画に照らして適切なものであることの誓約	☐	☐
4	耐震基準に適合している証明書	各項目に該当する場合、 <u>下記の書類</u> （システム上で電子データ（PDF、JPEG、PNG、GIF形式）を添付）		
	■ 以下のいずれかに該当する場合 ・竣工年月が不明 ・1～3階建てで昭和57年5月以前に竣工 ・4～9階建てで昭和58年5月以前に竣工 ・10～20階建てで昭和60年5月以前に竣工 ・21階建て以上	検査済証、検査済証交付証明書（確認台帳記載事項証明書）等の着工年月が確認できる書類	☐	☐
	■ 昭和56年5月31日以前に新築工事に着手したもの	耐震診断や耐震改修等により新耐震基準等を満たすことが確認できる書類（下記のいずれか） ①耐震改修促進法に基づいて建築士が行った耐震診断結果報告書 ②品確法による建設住宅性能評価書 ③住宅瑕疵担保履行法による保険契約が締結されていることを証明する書類 ④その他住宅の耐震性に関する書類	☐	☐
	■ 昭和56年5月31日以前に新築工事に着手したもので、建築基準法上の新耐震基準を満たさないため国の改修費補助を受けて耐震改修工事をする場合	耐震改修工事後に耐震性を有することを証する書類（下記のいずれか） ①耐震改修にかかる建築確認済証（改修後の計画） ②改修後の計画が平成18年国土交通省告示第184号に基づき建築士による計算及び結果で耐震性ありと判断されるもの ③改修後の計画が一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき建築士が耐震診断及び計算した結果で耐震性ありと判断されるもの ④耐震改修にかかる第三者機関の評定書の写し ⑤耐震改修促進法第17条第3項に基づく所管行政庁の認定（計画認定） ※耐震改修工事完了後、「建築士による耐震改修工事証明書」の提出が必要となります。	☐	☐
5	その他、市長が必要と認める書類	※申請書・添付書類で不明な箇所等がある場合など追加で書類の提出を依頼することがあります	☐	☐

※裏面につづきます。

■ 登録事項等の変更

	提出書類	注意事項等	申請者 確認	札幌市 確認
1	登録事項等の変更届出書	住宅セーフティネット法第9条第1項各号に掲げる事項に変更があった場合、その日から30日以内に届出システムで入力すること	☐	☐
2	変更事項等に係る添付書類	システム上で電子データ（PDF、JPEG、PNG、GIF形式）を添付	☐	☐

■ 事業の廃止

	提出書類	注意事項等	申請者 確認	札幌市 確認
1	事業廃止届出書	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を廃止する場合、その日から30日以内に届出	☐	☐

- (注)
- ・住宅セーフティネット法とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）をいう。
 - ・国の基本方針とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第4条第1項に基づく住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針（平成29年国土交通省告示第965号）をいう。
 - ・消防法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
 - ・建築基準法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
 - ・耐震改修促進法とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）をいう。
 - ・品格法とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）をいう。
 - ・住宅瑕疵担保履行法とは、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）をいう。
 - ・新耐震基準とは、工事の着手が昭和56年6月1日以降の建築物において適用されている基準をいう。